

水質基準に関する省令

水質基準に関する省令

厚生労働省令第 101 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

平成 15 年 5 月 30 日

水質基準に関する省令

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項に基づき同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1 ml の検水で形成さる集落数が 100 以下であること。	標準寒天培地法
2	大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン－プリリストグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酸素基質培地法
3	カドミウム	0.01 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス－原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP 法」という。）
4	水銀	0.005 mg/ℓ以下であること。	還元気化－原子吸光光度法
5	セレン	0.01 mg/ℓ以下であること。	水素化物発生－原子吸光光度法又はフレイムレス－原子吸光光度法
6	鉛	0.05 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス－原子吸光光度法又は ICP 法
7	ヒ素	0.01 mg/ℓ以下であること。	水素化物発生－原子吸光光度法又はフレイムレス－原子吸光光度法
8	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス－原子吸光光度法又は ICP 法
9	シアン	0.01 mg/ℓ以下であること。	吸光光度法
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
11	フッ素	0.8 mg/ℓ以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
12	ホウ素	1.0 mg/ℓ以下であること。	ICP 法
13	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること。	バージ・トラップ－ガスクロマトグラフ－質量分析法（以下「PT-GC-MS 法」という。）又はバージ・トラップ－ガスクロマトグラフ法（以下「PT-GC 法」という。）
14	1、4－ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS 法

15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法（以下「PT-GC-MS法」という。）又はPD-GC法
16	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
17	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
21	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること。	ガスクロマトグラフ-質量分析法
22	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること。	ガスクロマトグラフ-質量分析法
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
25	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること。	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
26	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/ℓ以下であること。	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、及びプロモホルムごとに、それぞれ21の項、22の項、23の項及び24の項の右欄に掲げる方法
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下であること。	ガスクロマトグラフ-質量分析法
28	プロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
29	プロモホルム	0.08 mg/ℓ以下であること。	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
30	ホルムアルデヒド	0.09 mg/ℓ以下であること。	ガスクロマトグラフ-質量分析法
31	亜鉛	1.0 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
32	アルミニウム	0.2 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法は吸光光度法
33	鉄	0.3 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
34	銅	1.0 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
35	ナトリウム	200 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
36	マンガン	0.05 mg/ℓ以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
37	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は滴定法

38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/ℓ以下であること。	滴定法
39	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること。	重量法
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること。	吸光光度法
41	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下であること。	P T-G C-M S法、H S-G C-M S法 又はP T-G C法
42	メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下であること。	P T-G C-M S法、H S-G C-M S法 又はP T-G C法
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること。	吸光光度法
44	フェノール類	フェノールとして 0.005 mg/ℓ以下であること。	吸光光度法
45	有機物（有機炭素の量）	5 mg/ℓ以下であること。	全有機炭素測定法
46	P H値	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法又は比色法
47	味	異常でないこと。	管能法
48	臭気	異常でないこと。	管能法
49	色度	5度以下であること。	比色法又は、透過光測定法
50	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法又は積分球式高電光度法等

- 附則 1. この省令は、平成16年4月1日から施行する。
2. 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）は、廃止する。

改訂の沿革

改訂の沿革

本市における給水装置工事の設計施工に係る仕様書等の変遷は、昭和40年に「室蘭市給水装置工事標準仕様書」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定給水装置工事事業者のみならず多くの関係者の方々にも広く活用されてきたところであります。

しかし、前回の改訂版を発行後既に8年を経過しており、その間、全国レベルにおいては「貯水槽水道に関する水道法の改正」、「給水用具の技術的改新」等、給水装置を取り巻く環境は目まぐるしく移り変わっています。

この度、現行「給水装置工事設計施工指針」を見直し、平成25年度改定を行うにあたって、これら仕様書等の変遷を明らかにするため、下記のとおり改訂の沿革を記載した。

記

昭和40年4月「室蘭市給水装置工事標準仕様書」を制定

(直営工事及び業者工事共通として発刊)

昭和44年2月「室蘭市給水装置工事標準仕様書」「室蘭市給水装置工事標準図」改訂

(給水装置工事の標準図を整理し改定を行った。)

昭和57年4月「室蘭市給水装置工事標準仕様書」「室蘭市給水装置工事の表示及び標準図」に名称変更し、全面改定を行った。

(給水装置の設計施工基準を根本から考え、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。)

平成5年7月「室蘭市給水装置工事標準仕様書」全面改定

(給水装置の設計施工基準を根本に見直し、その根底にある基本を表現するため、「絶対的基準と指導的基準」に大別し、さらに諸規定等の構成も見直し全面改定を行った。)

平成10年9月「室蘭市給水装置工事設計施工指針」に名称変更し、全面改定を行った。

(水道法の一部改正及び給水装置の構造材質基準が明確化され、条例及び施行規程の改定がなされたのをうけ、全面改定を行った。)

平成18年10月「給水装置工事設計施工指針」改訂

平成25年3月「給水装置工事設計施工指針」改訂

(水槽施設を設置する建築物の一部緩和)